

ごみ集積所の設置基準

<対象>

- ・ 宅地開発の場合：3,000㎡以上の宅地開発事業
- ・ 共同住宅の場合：4戸以上の建物

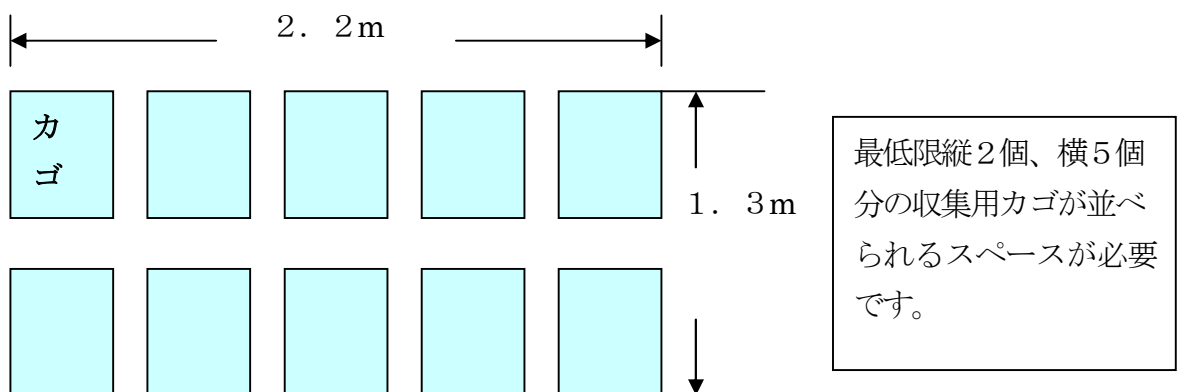
<集積所の面積>

	可燃ごみ及び不燃ごみの集積場所	資源の集積場所
19戸以下	1戸当たりにつき0.3㎡以上 (ただし6戸以下は最低2㎡)	不用
20戸以上	1戸当たりにつき0.3㎡以上	最低1.3×2.2m のスペースを確保

間口及び奥行きは必ず1m以上確保すること

※宅地開発等の場合は、必ずしも固定の集積場所が必要でないケースもあるため（玄関先の道路上での収集も可）、環境課と協議すること。

※資源の集積場所は、最低限下図のような空きスペースを確保すること



資源用カゴの配置図

カゴの大きさ：632×439

<構造>

- 白色マーキング等でごみ集積所の表示をすること
- 10戸以上は、フェンス等で囲いを設けて不法投棄されないような対策を講じること
- 集積場所は勾配を付け、水はけをよくすること
- 集積場所前に側溝がある場合は、蓋等をする事

<その他>

- 集積場所は、幅員4m以上の公道に面すること（公道に面することができない場合は、公道へ通り抜けできる通路沿いに設けることもできる。この際、必ず収集車が乗り入れできる通路であること）
- 交差点内には設けないこと（5m以上離すこと）
- 集積場所前に障害物がある場合は、設置場所の変更あるいは管理者と協議して収集に支障のないようにすること
- 集積場所に隣接もしくは相対する民家がある場合は、必ず了承を得ること
- 共同住宅に店舗もしくは事業所を併設する場合には、必要に応じて事業所用のごみ置場も設置すること（事業系のごみは市では収集しないので、家庭系のごみと事業系のごみがはっきり分けられるように措置を講ずること）